

(3) 民間資源導入による復旧・復興事業の円滑な推進

復旧・復興に向けた事業の取組みについては、多種多様な活動主体が「東松島一心」の精神のもと、共助・公助により取り組んでいく必要があることから、民間企業、NPO法人及び大学等の社会貢献活動や民間事業者並びに産学官で組織する復興事業推進機構（中間支援組織）との連携を図るほか、官民連携復興提案制度の積極的活用を中心とし進めていきます。

また、これまで本市で取り組んできた「指定管理者制度（地方自治法第244条の2）」並び「PFI制度（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）」などの民間活力手法を引き続き活用することにより、効率的かつ効果的な施設運営を行うとともに、新たな民間活力手法についても、復興事業の円滑な推進の観点から適宜検討していきます。

① 民間の知恵とマンパワーを活用するための官民連携手法の活用

公共サービスの担い手は行政であるべきという考え方にとらわれず、民間の持つ優れた経営感覚や技術等を市役所経営に取り組むことは「官民連携」の一つの考え方であります。

このことから、民間企業をはじめとする地縁団体やNPO法人を含めた幅広い非営利団体、大学等の民間事業者の力を復興まちづくりにおいて特に緊急性・重要性が高い「リーディングプロジェクト」を中心に活用していくとともに、民間事業者が持つ優れた知識・技術について、市役所経営の向上及び人材育成の観点から、職員のスキルアップの一環として庁内において情報共有していく機会を創出していきます。

また、市復興事業提案制度を活用し、地域や社会の課題解決、被災者の生活・住宅再建に向け、具体的な成果及びコストの削減が期待できる事業を中心に行政と民間が相互に連携していく仕組みを定着化させます。

② 民間資金・ノウハウを活用した公共施設整備・運営

移転対象区域内において被災した学校施設、福祉・介護施設、コミュニティ施設、防災関連施設等の公共施設について、復興まちづくり計画において複合施設として整備するケースを中心とし、今後、施設の再編・統廃合により高機能化する施設整備に対し、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営等を一体的に扱うことにより事業コストの削減や質の高いサービスの提供が期待される「PFI制度」に基づく手法の導入を検討し、復興地域における生活の質の向上を目指していきます。

また、復興に伴い新たに建設された施設の管理運営について、職員定員管理の適正化の観点から、民間活力の導入を推進していきます。

(4) 復興に伴う公共サービス単位の見直し及び地域自治力の再建

今回の震災では、市民の避難活動をはじめ、避難生活を余儀なくされた被災者に対する公共サービスを担ったのは、地域自治組織並びに自主防災組織をはじめ、これまでの協働のまちづくりで培った「地域自治力」であります。

今後、地域における復興まちづくりが進む中、公共サービスを担うのは市役所のみでは担うことが困難である一方で、津波被害等により活動拠点や被災地域における地域自治の環境が激変していることから、地域単位を基本として提供される行政サービス単位の見直しや地域自治組織が抱える課題の解決を中心とし進めていきます。

① 集団移転等に伴う行政サービス単位の見直し

今回の震災により、現在、仮設住宅への入居を余儀なくされている被害世帯が3,000世帯を超え、その中でも特に津波が直撃した沿岸部については甚大な被害を受けており、集団移転等により新たな住家を再建していく必要があります。

今後、土地区画整理事業による新たな被災世帯の移転先の整備等に伴い、これまで行政サービス提供単位でありました「学区」「行政区」「地域自治組織（市民センター単位）」について、従前の集落形成のあり方を尊重しながらも、被災後の世帯の転入・転出状況を踏まえつつ、学校・保育所及び集会施設等の公共施設の再編整備及び避難・防災施設としての機能のあり方を検証しながら、新たな行政サービス単位として見直していきます。

② 復興を担う地域自治組織の再建

市内8地区の地域自治協議会は、発災時における被災者の避難、救助、生活支援、避難所運営等に迅速に対応してきました。

その一方で、震災前より集落が小規模または高齢化し集落機能が低下してきた行政区内の担い手が固定化また不足し、特定の人に役職が偏る傾向となっており、多様化する市及び地区住民のニーズすべてに対応できていない現状を抱えております。

今後、本格的な地域の復興に向け、特定の人への負担割合の大きい各種行政委員、地区役員及び自治組織役員の役割並びに活動範囲の見直しを行うとともに、地域内諸団体との連携を強化した上で、地区自治活動への参加を促していくとともに、新たな人材の確保や後継者の育成を目指していきます。

③ 復興に向けた地域コミュニティ再生への仕組みづくり

地域復興への道筋については、地域の実情に合わせて細かな配慮が必要であり、各被災世帯の生活再建過程には、市役所と住民の間を媒介する地域コミュニティの支援が不可欠であります。

その一方で、急速に変化しつつある被災者のニーズや現状を的確に把握し、コミュニティを基点としたまちづくりを進めるためには、市役所のマンパワーだけでは限界があります。

日々変化する被災者生活の現状に応じた地域におけるまちづくり支援やコミュニティ単位での合意形成支援を復興まちづくり推進員と連携により戦略的に展開する「復興地域支援員制度」を構築・運用していきます。

(5) 着実な復興事業の実施に向けた財源確保対策

復興対策に係る財源としては、市自らの取組みによるものと国の取組みによるものに分けられ、復旧・復興事業を確実に実施していく上で多額の財源を要することから、国の財政支援措置を活用しつつも地方交付税や国・県支出金、市債などに依存した財政構造から、限られた自主財源の規模に見合った財政構造への転換を図ります。

また、震災の影響による失業者増加並びに家屋及び土地を被災したことにより、各種税の大幅な減収が懸念されるものの、自主財源の根幹となる市税等の収入確保を基本としつつ、市が所有する資産の有効活用や新たな財源の確保に向けた方策を検討しながら、自主財源の積極的な確保に努めていきます。

① 収入未済の未然防止・縮減及び新たな自主財源の確保

市政運営の貴重な自主財源の確保と公平な市民負担の観点から、滞納整理を継続して実施していくとともに、被災滞納者対応策を考慮した上で、市税・国民健康保険税、保育所保育料、公共下水道使用料及び学校給食費等の滞納額の圧縮に努めます。

また、これまで本市で取り組んできた有料広告掲載事業の対象範囲の拡大、新たな復興支援における企業の社会貢献活動との連携した新たな行政財産使用料の仕組みづくり、不用備品・物品の売却促進などによる多種多様な新たな自主財源の確保に向けた方策を講じていきます。

② 復興財源確保のための市有財産のあり方と有効活用

市有財産の利活用について、復興まちづくり計画における被災用地の利活用方策をはじめ、復興財源の確保の観点から、未利用財産の売却・貸付の方針を明確にし、不用品は所有せず、維持管理費の不要な支出を抑制し、売却・貸付による適正な財源確保を目指していきます。

また、市町村合併を経て、重複・類似・老朽化した公共施設が多いうえに、その施設内容も計画時に考えられた機能や規模のままであることから、市民が求める機能とかい離しつつあります。

被災後の地域環境の変化、集団移転及び行政区再編等を勘案し、震災前における施設の利用状況及び震災後の利用ニーズ並びに将来にわたる維持管理・修繕の方向性を明確にしていく必要があります。

今後の復旧・復興と合わせて公共施設の統廃合・適正配置を進め、施設の有効活用、管理運営の効率化を図り、維持管理に要する財源支出の抑制に努めます。